

評価基準表

評価項目		評価基準	配点	
1 実施体制	配置予定技術者（人員数）		10	
	計3名以上：監督者（管理技術者等）1名・担当者（担当技術者等）1名 ・その他担当者（副担当・照査担当等）1名以上			4
	計2名：監督者（管理技術者等）1名・担当者（担当技術者等）1名			2
	計1名：上記いずれにも該当しない			0
	監督者（監理技術者等）または担当者（担当技術者等）が以下の資格を有する場合			
	景観に関する民間資格：認定都市プランナー（景観・都市デザイン）			6
	都市計画に関する国家資格：技術士「9-3 都市及び地方計画」			4
	都市計画に関する民間資格： RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）「11. 都市計画及び地方計画」など			2
資格なし：上記いずれにも該当しない		0		
2 業務実績	監督者（監理技術者等）または担当者（担当技術者等）が以下の業務実績を有する場合		10	
	地方自治体が発注する景観法に基づく景観計画の策定業務：2件以上			10
	地方自治体が発注する景観法に基づく景観計画の策定業務：1件以上			8
	地方自治体が発注する都市に関する計画策定業務：2件以上			6
	業務実績なし：上記いずれにも該当しない			3
3 業務工程	○業務が明確に分類・細分化され、工期内に完了できる適切な工程が組まれているか		5	
	○北九州市景観審議会やその他庁内各部署等の意見を反映できるスケジュールとなっているか			
4 提案内容	(1) 市民等からの意見聴取	○景観の受け手である市民等の景観に対する意識・感想・評価・課題・その他景観に求めるものなどを、客観的に把握できる適切な手法となっているか（対象の数・範囲・属性のバランス、重点的に調査するエリアの選定、など）	10	
		○回収率を高める効果的な手法（媒体・周知方法等）となっているか		
		○調査項目は、(2)に向けて一貫性があり効果的なものとなっているか		
		○その他、アンケートやヒアリング以外に、必要な情報が聴取できる独自の提案・工夫があるか		
	(2) 現行の基本指針の総括及び新たな理念・目標（案）の設定	○中間報告を踏まえて、収集した基礎情報・意見を、効果的に現状把握や課題抽出、重点課題の選択や新たな理念・目標（案）設定に活用できる進め方（業務フロー）となっているか	15	
		○重点課題の選択手法が、新たな理念・目標（案）に向けて、論理的・効果的なものとなっているか		
		○新たな理念・目標（案）が、10年後の北九州を「彩のあるまち」とするため、新ビジョンの実現に寄与できる具体的な提案となっているか		
		○令和9年度に実施予定の改定業務委託（改定素案の作成・モデル地区における景観ビジョンの策定）を見据えた提案内容となっているか		
	(3) 北九州市景観審議会における業務	○審議会の主旨や役割を理解できているか	10	
		○発注者（北九州市）の意図が委員にわかりやすく伝わる資料デザインとなっているか		
○次年度に実施するマスタープラン改定（素案）の完成を見据え、閲覧者（市民）にとって見やすくわかりやすいデザインを描く能力があるか				
(4) その他の提案・意見	○創意工夫のある効果的な追加提案や意見があるか ○景観審議会以外の有識者・専門家の提案があるか	10		
5 業務の理解度	○本業務の目的を適切に理解しているか		5	
	○現在の北九州市景観づくりマスタープランの内容を深く理解しているか			
計			100	

※「1 実施体制」「2 業務実績」について、複数項目に該当する場合は、上位の項目（配点の大きい方）を採用する